

5 生活に関すること

障がいのある方が、よりよい日常生活や社会生活を送るために様々な援助があります。

(1) 福祉用具

障がいのある方の日常生活や社会生活を容易にするための様々な福祉機器・用具があります。補装具費の支給や日常生活用具として市町村が認める福祉用具の給付や貸与を受けることができます。

補装具費の支給（身体）

身体障がいを補うための補装具費の支給を行っています。

【補装具には、次のようなものがあります】

- 視覚障がい児者：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正用・遮光用・弱視用）等
- 聴覚障がい児者：補聴器
- 肢体不自由児者：義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）等
- 重度の両上下肢及び音声・言語障がいにより意思の表出を行うことのできない児者：重度障がい者用意思伝達装置
- 身体障がい児のみ：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方で、補装具費の支給が必要と認められる方。

【注意事項】

- 補装具については、その価格に応じ、原則として定率1割負担となります。ただし、平成22年4月1日から、低所得階層（市町村民税非課税）に該当する方や、利用する児童の保護者について、補装具の利用者負担が無料になりました。
- ご本人又は世帯員の市町村民税の課税状況等に応じ、月額負担上限額が設けられます。ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は補装具費の支給対象外となります。
- 支給の対象となる補装具の種類・単価はあらかじめ決められています。
- 身体障害者更生相談所（鳥取県障がい福祉課内、中・西部総合事務所県民福祉局内）の支給判定が必要なものもあります。

【窓口】市町村福祉担当課

日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度の身体障がいのある方、重度の知的障がいのある方、精神障がいのある方の日常生活を容易にするための日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。

【日常生活用具には、次のようなものがあります】

- 視覚障がい児者：盲人用時計、視覚障がい者用拡大読書器等
- 聴覚障がい児者：聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報通信装置等
- 音声・言語障がい児者（喉頭摘出者）：人工喉頭
- 肢体不自由児者：移動用リフト、特殊寝台等
- じん臓機能障がい児者：透析液加温器等
- 人工肛門・人工膀胱保有者：ストマ用具、紙オムツ等
- 知的障がい児者：特殊マット、頭部保護帽
- 精神障がい者：頭部保護帽、火災警報器等

【対象者】

- 重度の身体障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。
- 重度の知的障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。
- 精神障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。

【注意事項】

- 日常生活用具の給付・貸与は市町村がサービスを提供する地域生活支援事業の一つのメニューです。
- 給付決定は、障がいのある方または障がい児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- 市町村によって市町村民税が一定額を超えた場合は対象にならない場合があります。
- 利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

(2) 住宅に関すること

日常生活用具給付等事業（住宅改修費）

障がいのある方の居宅における生活動作等を円滑にする用具の設置に必要な小規模な住宅改修費を給付する事業です。

利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村福祉担

とう か かくにん
当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

しょうがいしゃじゅうたくかいりょうじよせい じぎょう 障害者住宅改良助成事業

しんたい しょう かた せたい りょういく てちょう も かた そく せたい たいしょう よくしつ
身体に障がいのある方の世帯、療育手帳をお持ちの方が属する世帯を対象に、浴室やト
イレ、玄関、居室などの改良やホームエレベーターなどを設置した場合にその改良工事費
じよせい じぎょう
を助成する事業です。

しちょうそん たいしょう しょう ていど じよせいがく じよせいたいしょう けいひ こと
市町村によって、対象となる障がいの程度や助成額、助成対象の経費などが異なり、ま
た、当事業を行っていない市町村もあります。

くわ す しちょうそんふくしたんとう か かくにん
詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

ちんたい し えん じぎょう あんしん賃貸支援事業

みんかんちんたいじゅうたく にゅうきよ きぼう しょう しゃとう かた たい にゅうきよ きょうりよく ふどうさんてん
民間賃貸住宅への入居をご希望する障がい者等の方に対して、入居に協力する不動産店
ちんたいじゅうたく じょうほう ていきょう きょうせい そうだん し えん じぎょうしよ きょうりよく えんかつ にゅうきよ し えん
や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援し
ます。

ちんたいそうだんいん じゅうたく かん と あ そうだん う つ
また、あんしん賃貸相談員が、住宅に関する問い合わせや相談を受け付けています。

【窓 口】

とっとりけんきよじゅう し えんきょう ぎ かい じ む きょく こうえきしゃだんほうじんとっとりけんたく ち たてものとりひきぎょうかい
鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内）

☎ 0857-23-3569 FAX 0857-27-1854

ちんたいそうだんいん とう ちゅうぶ ちいきたんとう ☎ 090-7135-3686
あんしん賃貸相談員（東・中部地域担当）

せいぶ ちいきたんとう ☎ 080-1949-3920
（西部地域担当）

こうえいじゅうたくゆうせんにゅうきよ 公営住宅優先入居

けんえいじゅうたく にゅうきよしゃ せんこう さい しんたいしょう ち てきしょう およ せいしんしやう かた にゅう
県営住宅の入居者の選考の際に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方の入
きよ ゆうせんてき と あつか しんたいしやう かた いりぐち とう はい
居を優先的に取り扱います。なお、身体障がいのある方については、入口、トイレ等に配
りよ がなされた住宅があります。

【対象者】

- しんたいしやうがいしゃ てちょう きゅう も かた どうていど しんたいしやう かた そく
身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方、または同程度の身体障がいのある方の属する
せたい
世帯。
- せいしんしやうがいしゃ ほけんふくし てちょう きゅう も かた どうていど せいしんしやう かた
精神障害者保健福祉手帳 1～3 級をお持ちの方、または同程度の精神障がいのある方の
ぞく せたい
属する世帯。

- 上記の精神障がいの程度に相当する程度の知的障がいのある方の属する世帯。

【注意事項】 所得による入居の制限があります。

【窓口】

鳥取県住宅供給公社

東部：☎ 0857-27-7334 FAX 0857-22-8331

中部：☎ 0858-26-8500 FAX 0858-26-8503

西部：☎ 0859-32-9211 FAX 0859-32-9204

※市町村の公営住宅については、それぞれの市町村担当課へお尋ねください。

(3) 社会参加

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

鳥取県障害者社会参加推進センター

身体、知的及び精神障がいのある方のニーズを把握し、社会参加のための事業の企画立案、研修、障がい者団体の連携等の業務を行っています。

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館3F 鳥取県身体障害者福祉協会内
☎ 0857-50-1070 FAX 0857-50-1072

コミュニケーション手段の確保

県政だより点字版・「声の広報」の発行

県が毎月発行している県政だよりの点字版の配布や、音声版のテープ及びDAISYの貸し出しをしています。

【窓口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

訪問代読・代筆サービス

視覚障がい者の方で、ご家族等での代読・代筆が困難な方を対象に、公的機関などからの郵便物や資料の代読、申請書類などの代筆を行います。

【窓口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

● **字幕入り映像ライブラリー貸出**

テレビ番組・映画等に字幕を挿入したDVDを無料で貸し出しています。

【注意事項】

- 借りるためには、あらかじめ登録をしておく必要があります。
- 貸出期間、貸出本数等に限りがあります。

【窓口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

● **電話リレーサービス**

聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

【利用登録対象者】 聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）

【窓口】

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

☎ 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913 ホームページ <https://nftrs.or.jp/>

<電話リレーサービス地域登録>

鳥取県に居住される電話リレーサービス登録者の同サービス利用料は無料になります。

※要申請

【窓口】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 FAX 0857-26-8136 E-mail: syougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/309309.htm>

● **電話リレーサービス（鳥取市事業）**

きこえない・きこえにくい方に対して、FAX及びメールにより情報提供サービスを行っています。

【窓口】

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会（障害者福祉センター）

☎ 0857-27-3338 FAX 0857-24-3022

● **遠隔手話サービス**

きこえない・きこえにくい方に対して、タブレット型端末のテレビ電話機能を使った手話通訳を行っています。

【窓口】

鳥取県聴覚障害者協会

てんじじょうほう

点字情報ネットワーク

視覚障害者団体から配信される新聞等による最新の情報を、毎日、点字プリンターで出力し、視覚に障がいのある方に、郵送等により提供しています。

【窓 口】 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会

てんじ

点字プリンターの設置

県では、障がい福祉課及び中部・西部総合事務所県民福祉局に点字プリンターを設置しています。一般の方でも無料でお使いいただけますのでご利用ください。

【窓 口】 県障がい福祉課、中部・西部総合事務所県民福祉局

手話通訳者の設置

県では、各圏域の聴覚障がい者センターに専任の手話通訳者を設置しています。また、県立中央病院、県立厚生病院にも手話通訳者を設置しています。

鳥取市福祉事務所、鳥取市社会福祉協議会、米子市福祉事務所、鳥取大学医学部附属病院にも、手話通訳者が設置されています。

通訳者等の派遣

手話通訳者等の派遣

きこえない・きこえにくい方が公的機関等に外出をする際や、会議・イベント等で手話通訳が必要な場合には、手話通訳者・手話奉仕員として活動している人を派遣します。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

要約筆記者等の派遣

手話言語による会話の困難なきこえない・きこえにくい方のために、会議等に要約筆記者・要約筆記奉仕員として活動している人を派遣しています。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症の方に対して、意思疎通や情報取得等を支援するため、意思疎通支援者として活動している人を派遣します。

【窓 口】 鳥取県失語症者支援センター

聴覚障がい者日常生活訓練事業

県内各地できこえない・きこえにくい方を対象として、社会生活に必要な知識や情報を得るための研修等を行っています。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会

自動車改造費助成

身体障がいのある方が、就職・自営等に必要の自動車を取得する場合に、自動車の改造に必要な経費の一部を助成します。

【対象者】 身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹に障がいのある方。

【注意事項】

- ご本人に一定以上の所得がある場合は対象になりません。
- 助成をご希望される場合は、改造する前にお住まいの市町村の窓口までご相談ください。

【窓 口】 市町村役場（事業を実施していない市町村もあります）

※「自動車運転免許取得費助成」については p95 をご覧ください。

移動手段の確保

障がい者用福祉タクシー

車いすを使用している方や寝たきりの方でも利用しやすいリフトやベッドの付いた福祉タクシーが配置され、運行されています。

【東部地区】	日本交通	☎ 0857-26-6111
	観光タクシー	☎ 0857-21-3711
	大森タクシー	☎ 0857-23-6511
	商栄陸運	☎ 0857-53-3694
	いなばタクシー	☎ 0857-53-1004
【中部地区】	日ノ丸ハイヤー	☎ 0858-22-3155
【西部地区】	青空交通ケアセンター	☎ 0859-22-1010
	皆生タクシー	☎ 0859-33-4332

※上記は鳥取県ハイヤータクシー協会に加盟しています。

(E-mail:tori-taxikyokai@sunny.ocn.ne.jp)

【その他】 福祉介護タクシーおくりむかえ ☎ 0857-23-6560

※全県下に 173 台のUDタクシーが走っております。一般車両扱いですが車椅子でその

ままご乗車できます。

乗務員も研修を受けておりますので安心してご利用下さい。

UDタクシー車両保有事業所

(東部)

- 日本交通株式会社 0857-26-6111
- 日ノ丸ハイヤー株式会社 0857-22-2121
- 鳥取自動車株式会社 0857-26-6111
- 有限会社サービスタクシー 0857-22-2011
- 毎日タクシー株式会社 0857-22-8288
- 観光タクシー有限会社 0857-21-1234
- 有限会社ニュー青谷タクシー 0857-85-0310
- 東部タクシー株式会社 0857-28-3232
- 大森タクシー株式会社 0857-23-6511
- 旭タクシー株式会社 0857-28-0081
- 日本海タクシー 0857-73-1110

いなばタクシー株式会社 0858-85-0553

株式会社商栄陸運 0857-53-3694

株式会社鳥取代行 0857-54-1001

(中部)

日本交通株式会社 0858-22-7111

日ノ丸ハイヤー株式会社 0858-22-3155

ことうら交通 0858-27-1636

由良タクシー 0858-37-2110

(西部)

青空交通有限会社 0859-22-3939

皆生タクシー株式会社 0859-33-4331

大山タクシー有限会社 0859-27-0918

日本交通株式会社 米子営業所 0859-22-3131

日ノ丸ハイヤー株式会社 米子営業所 0859-22-3231

米子第一交通株式会社 0859-24-2175

日本交通株式会社 境港営業所 0859-42-3115

株式会社港タクシー 0859-44-0555

わかとり交通有限会社 0859-44-0345

有限会社日興タクシー 0859-54-2101

有限会社溝口タクシー 0859-62-1030

日南交通有限会社 0859-82-0801

● **J Rジパング倶楽部「特別会員」**

J Rジパング倶楽部「特別会員」にご入会された方は、身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券、急行券、グリーン券、座席指定券が割引購入できます。(割引されない車輛もあります。割引率や回数が異なる場合もあります。)

※詳しくは、鳥取県身体障害者福祉協会にお問い合わせください。

【対象者】 満60歳以上の男性、満55歳以上の女性で身体障害者手帳をお持ちの方。

【注意事項】 片道、往復または連続で201km以上の場合に限りです。

【申込先】

鳥取県身体障害者福祉協会
〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館3F
☎ 0857-50-1070 FAX 0857-50-1072

● **身体障がい者補助犬(盲導犬)の育成・貸与**

視覚障がいのある方が、外出等で歩行する際の安全を確保するために、盲導犬を育成し、貸与します。

【対象者】

- 県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の視覚障がいのある方で、次の要件に該当する方。
- 身体障害者手帳所持者で原則1級の視覚障がいのある方。
- 居住する家屋の所有者、管理者等の承諾を受けた方。
- 盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められた方。
- 盲導犬を利用することにより社会参加の促進を図ることができる方。

【注意事項】

貸与候補者は盲導犬育成のため、約1か月の訓練課程を修了する必要があります。

【窓口】

県障がい福祉課

※介助犬・聴導犬についてのご相談がある方は、県障がい福祉課へご連絡ください。

生活訓練・講習会

● **生活訓練等事業**

身体障がいのある方を対象とした講習会、研修会や訓練等を行っています。

- 身体障害者研修会 → 鳥取県身体障害者福祉協会
- 音声機能障害者発声訓練 → 鳥取県喉摘障害者福祉団体 鳥取県清音会
- オストメイト社会適応訓練事業 → 日本オストミー協会鳥取県支部
- じん臓機能障害部 → 鳥取県腎友会

視覚障がい者生活訓練事業

県内各地で視覚障がいのある方を対象として、歩行訓練、身辺・家事管理等の訓練及び情報コミュニケーション（パソコンやスマートフォン等の利用方法）に関する講習会を実施しています。

【窓 口】 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会

中途視覚障がい者生活訓練事業

視力を失ったことによる不安が大きい中途視覚障がい者に対して、ピアカウンセリングや生活していく上で不可欠な歩行の技術や点字を理解するための訓練を実施しています。

【窓 口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業

盲ろう者を対象に、家事・歩行等の生活訓練や、手話・点字等のコミュニケーション訓練を行っています。

【窓 口】 鳥取県盲ろう者支援センター

精神科デイ・ケア

日中、病院に通って、グループで行うスポーツや趣味活動、作業活動などを通じて、よりよい日常生活を送るためのリハビリテーションを行います。

【窓 口】

病 院 名	電 話 番 号	ふあックス ばんごう F A X 番 号
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	0857-24-1151	0857-24-1024
医療法人緑会上田病院	0857-22-4319	0857-37-1882
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	0857-59-1589
鳥取生協病院(就労・就学支援を目的としたショート・ケア)	0857-24-7251	0857-26-2945
社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	0858-26-1011	0858-26-4794
医療法人養和会養和病院	0859-29-5351	0859-29-7179
医療法人勤誠会米子病院	0859-26-1611	0859-26-0801
南部町国民健康保険西伯病院	0859-66-2211	0859-66-4012

※ご利用については、主治医と相談の上、各デイ・ケア実施機関にお尋ねください。

(4) 地域活動支援センター事業

障がいのある方の、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことを目的とし、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施します。

【窓 口】市町村福祉担当課

県内地域活動支援センター一覧

名	称	住 所	郵便番号	電話番号 F A X 番号
地域活動支援センター	サマーハウス	鳥取市湯所町 1-131	680-0007	0857-36-1151 0857-36-1152
地域活動支援センター	ほっこり	鳥取市桜谷 173-21	680-0853	0857-50-0175 0857-50-0176
地域活動支援センター	あかり広場	米子市皆生温泉 2-2-14	683-0001	0859-35-0505 同 上
地域活動支援センター	「おおぞら」	米子市中島 2-1-33	683-0005	0859-23-0825 同 上
地域活動支援センター	ひまわり	米子市彦名町 2690-6	683-0854	0859-29-3193 同 上
地域活動支援センター	日の出作業所	米子市祇園町 1 丁目 27	683-0047	0859-31-1164 同 上
地域活動支援センター	ひまわり倶楽部	米子市上福原 5-12-63	683-0004	0859-35-5080 同 上
湯梨浜町障害者地域活動支援センター 「みんなの家」		東伯郡湯梨浜町泊 1085-1	689-0601	0858-34-2616 0858-34-6013
生活支援センター	デイジー	東伯郡湯梨浜町長江 310-46	689-0737	0858-48-6777 0858-32-0989
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 北栄町地域活動支援センター あゆみの郷		東伯郡北栄町瀬戸 31-5	689-2205	0858-37-4522 0858-37-4532

(5) スポーツ等

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、「全国身体障害者スポーツ大会」と「ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）」が合併し、「全国障害者スポーツ大会」として、年1回開催されています。本県からも選手を派遣します。競技は、個人競技（陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ）、団体競技（ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、車いすバスケットボール、サッカー、フットソフトボール、グランドソフトボール）があります。

鳥取県身体障がい者体育大会

スポーツを通じて体力の維持及び機能の回復を図り、明朗、快活、かつ積極的な気持ち及び協調精神を養うことを目的に、年1回開催され、室内競技（団体競技）を実施します。

【対象者】 県内に在住の身体障がい者
【窓口】 鳥取県身体障害者福祉協会

鳥取県障がい者スポーツ大会兼全国障害者スポーツ大会鳥取県選手選考会

毎年行われる全国障害者スポーツ大会の個人競技鳥取県選手選考を兼ねた鳥取県障がい者スポーツ大会を開催します。

【窓口】 鳥取県障がい者スポーツ協会
鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会

車いすによるロードレースで、県外からも参加者を集め、平成元年度から毎年開催されています。平成20年度より、障がいのあるなしにかかわらず、互いに理解と親睦を深め、共生社会の実現を目指したマラソン大会として開催されています。（-half（車いすレーサーのみ）、10km、5km、3km、車いす2km、車いす500m、ウォーキング3km）

【窓口】 鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会実行委員会（鳥取県障がい者スポーツ協会）

とっとりけんて 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り

ちてきしょう 知的障がいのある方が集い、かた つど 健康増進とけんこうぞうしん たいりょく こうじょう はか 体力の向上を図るためまつ かいさい スポーツ祭りが開催されます。

【窓 ぐち 口】 とっとりけんて いくせいかい 鳥取県手をつなぐ育成会

し どういん は けん じ ぎょう パラスポーツ指導員派遣事業

しょう 障がいのある方の健康増進やスポーツへの参加・さんか よろこ 喜びの実感をじっかん おうえん 応援するため、ようぼう おう 要望に応じてし どう おこな 指導を行う「パラスポーツ指導員」をは けん 派遣するじぎょう 事業を実施しています。

だんたいどう 団体等からよ 寄せられたは けん ようぼう 派遣要望をちようせい 調整し、たいおう 対応可能なかう しゅもく 種目にし どういん 指導員をは けん 派遣します。

【窓 ぐち 口】 とっとりけんしょう しゃ きょうかい 鳥取県障がい者スポーツ協会
とっとり 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

とっとりけん 鳥取県あいサポート・スポーツフェスティバル

けんない しょう 県内の障がいのある方もない方もお集まりいただき、さまざま 様々なスポーツのたいけん 体験やさんか 参加者同士 こうりゅう 交流ができるイベントをかいさい 開催しています。

じっし よていしゅもく たっきゅう 実施予定種目：卓球バレー、ポッチャ、フライングディスク、卓球、ふうせんバレーボール、スポーツチャンバラ、パットゲームスター、カローリング、ボウリング、スポーツ吹き矢、ふき や わ な 輪投げ、は ね 羽根っこゲーム 等

【窓 ぐち 口】 とっとりけんしょう しゃ きょうかい 鳥取県障がい者スポーツ協会
とっとり 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

きょうしつ スポーツ教室

とうぶ ちゅうぶ せいぶ 各 地区で、しょう 障がいのある方にあた 適したスポーツを紹介するしゅうかい スポーツ教室をかいさい 開催しています。

【窓 ぐち 口】 とっとりけんしょう しゃ きょうかい とっとり 鳥取県障がい者スポーツ協会、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア
とうぶ けんりつとっとりさんぎょうたいいくかん とっとり 東部：県立鳥取産業体育館（プール）、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア
ちゅうぶ くらよし し えいおんすい くらよし 中部：倉吉市営温水プール、倉吉スポーツセンター
せいぶ とっとりけんえいひがしやますいえいじょう よなご よなご しんしんしょうがいしゃふくし 西部：鳥取県営東山水泳場、米子サン・アビリティーズ、米子市心身障害者福祉センター

スペシャルオリンピックス日本・鳥取

知的障がいのある方へ、オリンピックの競技種目に準じた様々なスポーツトレーニングとその成果を発表する場である競技会を、年間を通して提供している国際的なスポーツ団体で、日本では47都道府県すべてに地区組織があります。

鳥取県内では卓球（鳥取・倉吉・米子）、ボウリング（鳥取・米子）、陸上（米子）、競泳（米子）、バドミントン（米子）、サッカー（倉吉）の6つの競技で活動しています。

【窓 口】 スペシャルオリンピックス日本・鳥取事務局

県内の障がい者スポーツ関係団体

団体の名称	住 所	電話番号
一般社団法人 鳥取県障がい者スポーツ協会	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 議会棟別館1階	0857-50-1071
特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・ 鳥取	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 議会棟別館1階	0857-30-6858
鳥取県車いすバスケットボール 協会	〒682-0946 倉吉市横田497 福永方	090-1359-6488
鳥取県身体障害者アーチェリー 協会	〒689-0202 鳥取市美萩野1丁目55-11 県住 12-106 寺坂方	090-9064-2623
鳥取県障がい者卓球協会	〒680-1417 鳥取市桂見513-17 中村方	0857-31-3185
鳥取県サウンドテーブル テニスクラブ	〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階 鳥取県視覚障害者福祉協会内	0859-22-7655
鳥取県聴覚障害者 バレーボールクラブ	〒683-0008 米子市車尾南1丁目1-28 徳岡方	FAX 0859-30-2563
鳥取県障がい者水泳協会	〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18-3	米子市皆生市民プール 0859-34-6750
鳥取県障がい者 フライングディスク協会	〒689-2212 東伯郡北栄町下種501 齋尾方	0858-37-3649

団体の名称	住 所	電話番号
とっとり 鳥取パラ陸上競技協会	〒 683-0012 米子市八幡 215-2 大森方	090-7504-2348
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者 フットソフトボール協会	とっとり し かくと 鳥取市白兔 12-1 しゃがいふくし ほうじん 社会福祉法人あすなろ会 まつ せい ぼ かくえんない 松の聖母学園内	0857-59-0361
とっとりけん 鳥取県ふうせんバレーボール協会	〒 683-0802 米子市東福原 8-25-18 角方	0859-34-5089
とっとりけん 鳥取県スポーツチャンバラ協会	〒 682-0002 倉吉市中江 314-16 水田方	0858-26-2291
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者ボウリング協会	とっとり し はまさか ちようめ 鳥取市浜坂 5 丁目 1-1-104 上田方	080-1922-8812
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者ソフトボール協会	よなご し とみすちよう 米子市富益町 4060 しゃがいふくし ほうじん 社会福祉法人もみの木福祉会内	0859-28-8470
とっとりけんせいしんしょう 鳥取県精神障がい者バレーボール協会	よなご し りようみつやなぎ 米子市両三柳 2680 田崎方	090-2000-4403
とっとりけんたつきゅう 鳥取県卓球バレー協会	とっとり し こ やまちょうにし 鳥取市湖山町西 2-147-1 宮本方	080-1903-4745
とっとりけんえふあいでい 鳥取県 F I D バスケットボール連盟	とっとり し とみやす ちようめ 鳥取市富安 2 丁目 102-2-1004 やすだかた 安田方	090-6981-7633
とっとりけん 鳥取県ソーシャル フットボール協会	さかいなとし ながの ちよう 境港市中野町 1929-1 えふあんどわいさかいみなとない F & Y 境港内	0859-42-1121
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者グラウンド・ ゴルフ協会	くらよし し よこた 倉吉市横田 497 福永方	090-1359-6488
とっとりけん 鳥取県ポッチャ協会	よなご し かみごとう 米子市上後藤 3-5-1	0859-29-5351
とっとりけん 鳥取県ブラインドマラソン協会 しろ びーあんどじー 白うさぎ B & G	くらよし し おおたに 倉吉市大谷 1007-4 川口方	090-7547-3066
とっとりけんくるま 鳥取県車いす ツインバスケットボール協会	とっとり し こ やまちょうきた ちようめ 鳥取市湖山町北 1 丁目 278 濱橋方	080-1903-2243
とっとりけん 鳥取県パラバドミントン協会	とっとり し ぼうがき ちようめ 鳥取市卯垣 2 丁目 322-2 信夫方	090-4657-7218
とっとりけん 鳥取県ローイング協会	よなご し にしまち 米子市西町 133-1 とっとりけんりつよなご てい こ ない 鳥取県立米子艇庫内	0859-21-2157

啓発その他

あいサポート・アートとっとり展

(平成25年度までは「きらきらアート展」として開催)

- 開催内容 障がいのある方による作品の展示や応募作品の審査・表彰を行っています。

【窓 口】 県障がい福祉課

あいサポート・アートとっとり祭

- 開催内容 障がいのある方が取り組む音楽やダンスなどの発表や障がい者アートに触れることができる体験コーナーなどを実施します。

【窓 口】 県障がい福祉課

体験作文・ポスターの募集

毎年、小学生以上を対象として、障がいのある方とのふれあいをテーマとした作文とポスターを募集し、優秀作品の表彰を行っています。

【窓 口】 県障がい福祉課

(6) 選挙等

代理投票制度

心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない方が、投票所（期日前投票所を含む）や不在者投票記載所の投票管理者に申請し、投票管理者の定めた補助者に投票の記載をさせることができる制度です。

【対象者】 心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない方。

【問合せ先】 各市町村選挙管理委員会

郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の対象者に該当する方は郵便等による不在者投票をすることができます。

【対象者】

身体障害者手帳

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がい… 1級、2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい… 1級、3級
- ・免疫、肝臓の障がい… 1級、2級、3級

戦傷病者手帳

- ・両下肢、体幹の障がい…特別項症、第1項症、第2項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい…特別項症、第1項症、第2項症、第3項症

介護保険の被保険者証

- ・要介護状態区分…要介護5

【窓口】 各市町村選挙管理委員会

生活に関すること

郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ次の対象者に該当する方は、あらかじめ市町村選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票の記載をさせることができます。

【対象者】

身体障害者手帳

- ・上肢、視覚の障がい… 1級

戦傷病者手帳

- ・上肢、視覚の障がい…特別項症、第1項症、第2項症

【注意事項】

- ・代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続きと代理記載人となるべき者の届出の手続きが必要です。
- ・詳しくは、最寄りの選挙管理委員会へお問い合わせください。

【窓口】 各市町村選挙管理委員会



点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布

国政選挙と県の選挙における候補者の政見等の情報を点字印刷物、カセットテープまたはDAISYで提供します。

【対象者】 視覚障がいのある方など。

【問合せ先】 鳥取県ライトハウス点字図書館

警察への緊急通報

聴覚や発話に困難のある方が鳥取県内で事件や事故に遭った時などの警察への緊急通報は、

- 110番アプリシステム
- 電話リレーサービス
- メール110番 (tottori110pipopa@view.ocn.ne.jp)
- ファクシミリ110番 (0120-857-110)

で受け付けています。

110番アプリシステムは、事前にスマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、登録することで利用することができます。

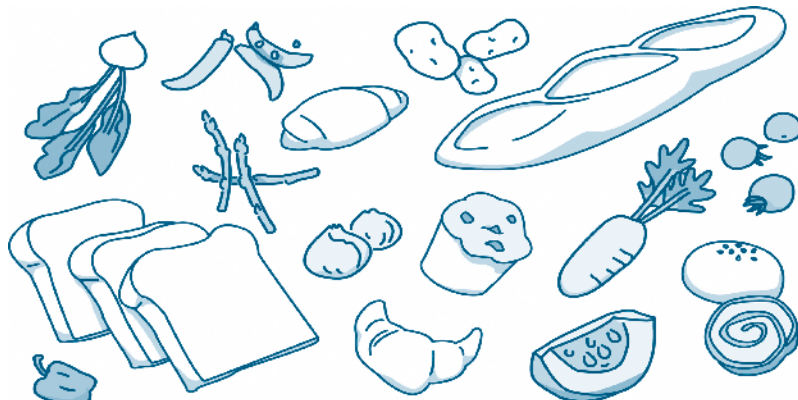
電話リレーサービスは、事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから登録することで利用することができます。

【対象者】 聴覚や発話に困難がある方

【注意事項】

- メール110番およびファクシミリ110番は、鳥取県内の事件・事故のみが対象となります。
- 緊急でない相談や要望は、ご家族等を介して、管轄する警察署や交番等にご相談ください。

【問合せ先】 鳥取県警察本部生活安全部通信指令課



© Studio-E